

**(仮称) 小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画に係る自主的環境影響評価審査書の公告を行いました**

当該事業について、川崎市環境影響評価に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定に準じて自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 事業者  
東京都調布市仙川町二丁目 1 9 番地 5  
小田急バス株式会社  
取締役社長 早川 弘之
- 2 事業の名称及び所在地  
名 称：(仮称) 小田急バス株式会社新百合ヶ丘営業所新設計画  
所在地：川崎市麻生区王禅寺西 4 丁目 1 4 - 5 他
- 3 自主的環境影響評価審査書公告年月日  
令和 2 年 1 2 月 2 1 日 (月)
- 4 事業内容等に関する問合せ先  
名 称：株式会社環境管理センター  
所在地：東京都八王子市散田町 3 丁目 7 番 2 3  
電 話：0 4 2 - 6 7 3 - 0 5 0 9

( 仮 称 ) 小 田 急 バ ス 株 式 会 社  
新 百 合 ヶ 丘 営 業 所 新 設 計 画 に 係 る  
自 主 的 環 境 影 響 評 価 審 査 書

令 和 2 年 1 2 月

川 崎 市

## 目 次

はじめに.....	1
1 事業の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	5
(1) 全般的事項.....	5
(2) 個別事項.....	5
ア 大気質.....	5
イ 植物.....	5
ウ 動物.....	5
エ 緑（緑の質、緑の量）.....	5
オ 騒音・振動.....	6
カ 景観.....	6
キ 日照阻害.....	6
ク テレビ受信障害.....	6
ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）.....	7
コ 安全.....	7
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	7
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	8

はじめに

(仮称)小田急バス株式会社 新百合ヶ丘営業所新設計画(以下「事業」という。)は、小田急バス株式会社(以下「事業者」という。)が、麻生区王禅寺西4丁目14-5他の約2.1haの区域において、既存の登戸営業所や町田営業所の機能を一部移転し、バス営業所として、地上3階(地下1階)建ての事務所棟及びバス駐車場を新設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和2年6月19日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書(以下「見解書」という。)の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本自主的環境影響評価審査書(以下「審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 事業の概要

### (1) 事業者

名 称：小田急バス株式会社

代表者：取締役社長 早川 弘之

住 所：東京都調布市仙川町二丁目 19 番地 5

### (2) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 小田急バス株式会社 新百合ヶ丘営業所新設計画

種 類：川崎市環境影響評価に関する条例第 74 条に基づく自主的環  
境影響評価

### (3) 事業を実施する区域

位 置：麻生区王禅寺西 4 丁目 14-5 他

区域面積：駐車場エリア約 19,480 m<sup>2</sup>、事務所棟エリア約 1,060 m<sup>2</sup>

用途地域：第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

バス営業所の新設

イ 土地利用計画等

土地利用区分		計画地 1 (駐車場エリア)		計画地 2 (事務所棟エリア)	
		面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
駐車場	バス駐車場	約 6,260	約 32.1	—	—
	乗用車駐車場	約 150	約 0.8	約 34	約 3.2
緑化地等	保全部分	約 4,850	約 24.9	—	—
	新設部分 (地上)	約 350*	約 1.8	約 72	約 6.8
進入通路、車路、空地等 (給油所、洗車機、点検ピット含む)		約 7,870	約 40.4	約 414	約 39.1
事務所棟		—	—	約 540	約 50.9
合 計		約 19,480	100.0	約 1,060	100.0
緑被率		約 24.1%			

注) 今後、関係機関との協議・調整に応じて変更となる可能性がある。

※自主緑化地を含む。

ウ 建築計画 (計画地 2 : 事務所棟エリア)

区 分	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
事務所棟	約 540	約 1,730	鉄骨造	地上 3 階 地下 1 階	約 15.3
敷地面積	約 1,060 ㎡				
駐車場等台数	駐車場 : 小型車 3 台 (来客者用)				
主要施設	事務所				

エ 設備計画（計画地1：駐車場エリア）

施設名	作業内容	主要設備	備考
洗車機	バスの車体洗浄	・ 門型洗車機×1台	車体の汚れに応じて適宜洗車を行う。 （約20台/日、使用水量約8m <sup>3</sup> /日）
給油所	バスの給油作業	・ 給油機×1台 ・ 計量器×1台 ・ 地下タンク（軽油：約40kL）×2基	燃料消費に応じて適宜給油を行う。

オ 施設運営計画

区分	平日 (台/日)	休日 (台/日)
大型車（バス）	358	268
小型車（通勤・送迎車両）	150	150
取引業者車両	週2～3回程度	

大型車（バス）：規定のバスルートを巡回するバス及び車両点検のため計画地1と2を往復するバス  
 小型車（通勤・送迎車両）：バス運転士の通勤用または交代時の送迎用に使用する小型自動車  
 取引業者車両：給油用タンクローリー等

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本事業は、バス営業所を新設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 植物

計画地は、白山北緑地と隣接していることから、保全するコナラ群落等の適正な管理及び育成に努めるとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### ウ 動物

計画地及びその周辺で、注目される動物種が確認されていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### エ 緑（緑の質、緑の量）

##### (ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。



#### (イ) 緑の量

緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、計画地内の樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

### オ 騒音・振動

#### (ア) 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが環境保全目標を超えると予測している地点があること、駐車場の利用に伴う等価騒音レベルの最大値が西側敷地境界付近において環境保全目標を超えると予測していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### (イ) 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

### カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

### キ 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

### ク テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明ら

かにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両の出入口付近において児童・生徒の通学等に対する交通安全の影響が懸念されていること、市道白山1号線において車両の滞留が確認されていることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先し、交通混雑に配慮した運行管理に努めるとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

コ 安全

計画地が住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図ること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和 2年 6月 19日 自主的環境影響評価実施申出書の受理及び  
準備書の受領

6月 26日 準備書公告、縦覧開始

8月 11日 準備書縦覧終了、意見書の締切り  
意見書の提出 18名、18通

11月 12日 見解書の受領

11月 19日 見解書公告、縦覧開始

12月 3日 見解書縦覧終了

12月 21日 審査書公告、事業者宛て送付